

規格・基準などの事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障壁に関する協定第 2 条 9 . 1
に基づくものです。 〕

食品衛生法等の一部改正について

下記のとおり、食品の安全を確保するため、次期通常国会において食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 等の改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

- 1 件名
食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 等の一部改正
- 2 対象
食品用器具・容器包装
- 3 趣旨及び目的
食品の安全を確保する必要があることから、食品衛生法を改正し、安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みを導入するもの。
- 4 施行予定日
公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
TEL 03-5253-1111 内線 2457
FAX 03-3501-4868
- 6 意見提出期限
W T O 事務局から配布された後 6 0 日間